

第130期 報告書

自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日

營 業 報 告 書
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
利 益 処 分

会計監査人監査報告書謄本
監査役会監査報告書謄本



東亜石油株式会社

営業報告書

(自 平成14年4月1日)
(至 平成15年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期におけるわが国の経済は、上場企業の一部で業績回復が認められるものの、設備投資に本格回復の兆しはなく、また景気の下支え役となる個人消費にも悪化の兆候が見えるなど、依然として低迷を続け底ばい状態で推移いたしました。

このような経済情勢のもとにあって石油業界の状況を顧みますと、原油価格は、上半期まではイラク情勢の緊張を背景に概ね堅調に推移いたしました。下半期に入ると一旦下落傾向を示した後、ベネズエラの政情不安に伴う原油生産減などを受けて急反発し2月末には一時1バレル31ドル台に急騰いたしました。しかしながら、期末にはイラク戦争勃発にも拘わらず戦争の早期終結の可能性などから25ドル台に反落いたしました。

また、外国為替相場の動向につきましては、上半期は円高基調で推移し1ドル115円台まで円高が進行しましたが、その後一転して円安基調となり10月には一時125円台まで円安が進行しました。年末から期末にかけては中東情勢の影響を受けて、2月末には118円台、3月末には121円台で推移いたしました。

一方、国内における石油製品の需要は、ガソリンおよび気候の影響を受けた灯油については堅調に推移しましたが、軽油については引き続き前年実績を下回りました。また、重油については、電力用の需要が一時的に増大し、重油全体の需要では前年を上回りました。

販売面では、依然として販売競争の激化による厳しい価格競争の状態で推移いたしました。

このような状況の中にあって、受託精製を専業とする当社といたしましては、昭和シェル石油株式会社との「原油精製委託契約」のもとで操業を行い、安全・安定操業の継続、高稼働率の維持、プロフィットマックス（付加価値最大化）の追求、精製コストの削減、IPP（電力卸供給事業）や石油コンビナート高度統合運営技術研究組合の技術開発などのプロジェクトの完遂など、経営のあらゆる分野にわたって業容拡大および合理化・効率化を推進し、会社の総力を挙げて経営基盤の強化につながる改革に努力してまいりました。

具体的には、平成13年6月に高圧ガス保安法による4年連続運転の認定を受けた京浜製油所扇町工場に続いて、平成14年11月には同製油所水江工場も4年連続運転の認定を受け、両工場において4年連続運転を継続しているなど、製油所の総力を挙げて安全・安定操業の継続と精製コストの削減に努めてまいりました。

更に、IPP（電力卸供給事業）につきましては、本年3月から4月にかけて、発電設備の使用前自主検査の実施、株式会社ジェネックスへの営業譲渡の実施ならびに電源開発株式会社との共同事業化の開始、更にはプロジェクトファイナンス方式による融資が実行されるなど、本年6月に予定されております営業

運転開始に向けて着々と準備を整えております。

また、石油コンビナート高度統合運営技術研究組合の技術開発である、同一地域内の複数製油所間のそれぞれ異なる重質油処理設備の一体運営技術および高粘度重質油の高効率移送技術の研究開発につきましても、昨年12月に関連設備が竣工し、引き続き研究開発を進めております。

更に企業の倫理観が厳しく問われている昨今の社会情勢に鑑みて、「経営理念」ならびに「行動原則」を見直し改定を行うとともに、「監査倫理室」・「倫理ヘルプライン（相談窓口）」などの設置を行い、「コンプライアンス（法令等順守）経営」の充実に向けて体制を強化いたしました。

当期の原油および原料油処理量は、京浜製油所水江工場の定期修理などによって9,972千キロリットルと前期に比較して422千キロリットルの減少となり、売上高24,395百万円、経常利益2,593百万円、当期利益1,525百万円を計上することとなりました。

当期の利益配当につきましては、決算内容ならびに当社の置かれております厳しい経営環境などを総合的に勘案いたしまして、前期に引き続き1株につき4円といたしたく存じますが、株主の皆様におかれましては、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

(2) 会社に対処すべき課題

当期の営業の経過および成果につきましては、上述のとおりでございますが、今後の情勢を見ますとわが国の経済は、イラクの戦後処理の行方や日米の株価動向によって経営環境が大きく変化する可能性があり、予断を許さない不透明な状況となっております。

一方、石油業界におきましても、未だ決着を見ないサバイバルゲームが継続しており、三大過剰（人・設備・負債）の削減が更に一段と加速され、競争力の無い会社は市場からの撤退を余儀なくされるという状況に変わりはありません。

このように国内外の政治経済環境の極めて不透明な状況の中で、本年度も石油業界の動向は極めて流動的であると予測されますので、こうした中で勝ち残るためにも当社の財務体質の改善を最優先課題として取り組み、より健全で強固な経営基盤を築き上げたく考えております。

また、IPP（電力卸供給事業）につきましては、本年は重要な営業運転初年度でありますので、今後の安全・安定操業を確立し電力卸供給事業に携わる者としての責任を果たすためにより一層の努力を傾注していく所存でございます。

更に、それらの実現のためにも当社の経営の基本であります「安全・安定操業の確保と健康・環境保全の推進」につきましては、引き続き平成15年度重点目標の最優先課題として全社一丸となって総力を結集し、万全の措置を講じて取り組んでいく所存でございます。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、当社の以上のような姿勢に対しまして倍旧のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当期の設備投資額は、25,335百万円でございます。そのうち主なものはIPP（電力卸供給事業）関連の設備投資（21,581百万円）でございます。なお、IPP関連に係る資金調達につきましてはプロジェクトファイナンスを予定しております。また、当期における増資および社債発行はございません。

(4) 営業成績および財産の状況の推移

区 分	平成11年度 第127期	平成12年度 第128期	平成13年度 第129期	平成14年度 (当期)第130期
売上高（百万円）	19,306	21,867	23,206	24,395
当期利益（百万円）	632	519	1,160	1,525
1株当たりの当期利益（円）	6.38	5.24	11.70	15.24
総資産（百万円）	64,344	86,020	83,732	91,760

2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

当社は、受託精製を専業としており、昭和シェル石油株式会社から原油および原料油を受け入れ、これを各種石油製品に精製加工し、同社にその製品を引き渡しております。

(2) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 300,000千株
- ② 発行済株式の総数 99,225千株
- ③ 当期末株主数 9,575名

(3) 自己株式の取得・処分および保有の状況

- ① 取得株式
単元未満株式の買取による取得
普通株式 3,217株
取得価額の総額 390,816円
- ② 処分株式
当期における処分株式は発生しておりません。
- ③ 失効手続きをした株式
当期における失効手続き株式は発生しておりません。
- ④ 決算期における保有株式
普通株式 5,198株

(4) 大株主の状況

株 主 名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	議 決 権 比 率	持 株 数	議 決 権 比 率
昭和シェル石油(株)	37,134千株	37.47%	一千株	—%
(株) 新生銀行	4,955	5.00	—	—
(株)みずほコーポレート銀行	4,019	4.05	—	—
(株)三井住友銀行	2,581	2.60	—	—
三井住友海上火災保険(株)	1,593	1.60	—	—
東京海上火災保険(株)	1,543	1.55	—	—
従 業 員 持 株 会	1,481	1.49	—	—
住友信託銀行(株)	1,433	1.44	67	0.00

- (注)1. 当社は、株式会社みずほコーポレート銀行への出資はありませんが、同行の完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの発行する優先株式300株を所有しております。
2. 株式会社みずほコーポレート銀行の完全親会社である株式会社みずほホールディングスは、平成15年3月12日をもって株式会社みずほフィナンシャルグループと株式交換を行い、その完全子会社となりました。
3. 株式会社三井住友銀行の株式は、平成14年12月1日をもって株式会社三井住友フィナンシャルグループへ移転しております。
4. 当社は、株式会社三井住友銀行への出資はありませんが、同行の完全親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの発行する普通株式1,114.17株（議決権比率0.01%）を所有しております。

(5) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	480名	30名減	41.8歳	14.7年
女 子	17名	変更なし	36.3歳	13.3年
合計または平均	497名	30名減	41.6歳	14.7年

- (注)1. 他社出向者（39名）、組合専従（1名）、外国人社員（1名）、病気休職者（1名）、3月末日退職者（1名）は除いております。
2. 受入出向者（2名・3月末日帰任者7名除く）、嘱託者（3名）を含んでおります。

(6) 企業結合の状況

① 親会社との関係ならびに重要な子会社の状況

当期においては親会社ならびに重要な子会社はございません。

② その他の重要な企業結合の状況

昭和シェル石油株式会社は、当社の議決権総数の37.47%を所有しており、かつ、当社と同社は長期にわたる原油精製委託契約を締結しております。

③ 企業結合の経過

当社は、平成15年4月1日付でIPP（電力卸供給事業）の事業子会社である株式会社ジェネックスに対してIPP事業を譲渡いたしました。

(7) 主要な関連会社

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
扇島石油基地(株)	1,000百万円	50.00%	原油の貯蔵ならびに受払作業（陸上設備は休止中）
東扇島オイルターミナル(株)	2,000	48.00	原油および石油製品の貯蔵ならびに受払作業

(8) 主要な借入先

借入先	借入額	借入先が有する当社の株式	
		株式数	議決権比率
(株)みずほコーポレート銀行	5,531百万円	4,019千株	4.05%
(株)東京三菱銀行	3,862	1,050	1.05
住友信託銀行(株)	3,364	1,433	1.44
日本政策投資銀行	2,879	—	—
(株)三井住友銀行	2,520	2,581	2.60

(9) 事業所

本社 神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

京浜製油所 神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

(10) 取締役および監査役（平成15年3月31日現在）

会社における地位	担当または主な職業	氏名
代表取締役社長		守屋 充 男
代表取締役専務取締役	（経営管理・財務・経理担当）	大前 勇 介
専務取締役	（人事総務分担、環境安全・IPP建設担当）	吹田 圭 弘
常務取締役	（京 浜 製 油 所 長）	安 永 明
取 締 役	（人事総務担当兼人事総務グループ総括マネージャー）	柳井田 兼 一
常勤監査役		天 官 準
常勤監査役		大 林 隆
監 査 役	（昭和四日市石油株式会社） 代表取締役社長	金 子 均
監 査 役	（昭和シェル石油株式会社） 理事供給部長	高 松 次 雄

- (注)1. 監査役 天官 準、大林 隆、金子 均および高松次雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
- 新任 天官 準
退任 沼田勝彦
(異動日はいずれも平成14年6月27日であります。)

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成16年3月期より連結子会社となる株式会社ジェネックスに対し、次のとおり当社のIPP（電力卸供給事業）ならびにIPP設備譲渡により生ずる当社に対する電気および蒸気供給事業を営業譲渡いたしました。

① 営業譲渡に至った経緯および趣旨

当社は、石油精製の過程で発生する副生ガスおよび残渣油等の有効利用をはかるため、平成10年1月に東京電力株式会社との間でIPP（電力卸供給事業）に係る「電力受給契約」を締結し、平成15年6月の営業運転開始に向け準備を進めておりますが、電源開発株式会社との間で、IPP事業に関し、両社の技術・経験等それぞれの専門性を活かし相互補完し合うことがIPP事業を着実に遂行するうえで、最も有効かつ得策であるとの合意に至り、平成13年7月に「共同事業化協定書」を締結いたしました。

そして、同「協定書」に基づき、平成13年9月にIPP事業の運営会社である株式会社ジェネックスを設立し、同社に対してIPP事業ならびにIPP設備譲渡により生ずる当社に対する電気および蒸気供給事業につきまして、営業の譲渡を行ったものであります。

なお、平成15年4月11日付で電源開発株式会社の100%子会社である株式会社ジェイパワージェネックスキャピタルから株式会社ジェネックスへの資本参加が行われました。

② 譲渡日

平成15年4月1日

③ 譲渡の内容

- ・電力卸供給事業
- ・電気および蒸気供給事業

④ 譲渡価額

25,820百万円

⑤ 譲渡した資産

25,229百万円

⑥ 譲渡先の概要

商号	株式会社ジェネックス
本社	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
設立	平成13年9月28日
代表者	代表取締役社長 山本 裕
資本金	2,800百万円

注：平成15年4月4日に2,400百万円の第三者割当増資が行われております。

（出資比率：当社60%、(株)ジェイパワージェネックスキャピタル40%）

貸借対照表

(平成15年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
流 動 資 産	24,257	流 動 負 債	67,803
現金・預金	394	短期借入金	17,670
売掛金	2,033	未払金	17,967
補助材料	1,056	未払費用	2,622
貯蔵品	538	未払法人税等	1,542
前払費用	209	未払事業所税	35
繰延税金資産	359	未払消費税等	282
未収入金	1,204	未払揮発油税等	23,757
立替揮発油税等	18,245	賞与引当金	566
その他流動資産	214	その他流動負債	3,357
固 定 資 産	67,503	固 定 負 債	13,098
有形固定資産	(63,088)	長期借入金	8,784
建物	2,687	退職給付引当金	993
構築物	4,844	特別修繕引当金	1,754
油槽	1,553	定期修繕引当金	1,565
機械及び装置	10,870	負 債 合 計	80,901
車輛運搬具	13	資 本 の 部	
工具器具備品	162		
土地	17,603		百万円
建設仮勘定	25,352	資 本 金	4,961
無形固定資産	(207)	資 本 剩 余 金	1,258
借地権	8	資本準備金	1,258
ソフトウェア	196	利 益 剩 余 金	4,674
その他無形固定資産	2	利益準備金	499
投 資 等	(4,207)	当期末処分利益 (うち当期利益)	4,174 (1,525)
投資有価証券	2,527	株 式 等 評 価 差 額 金	
子会社株式	428	その他有価証券評価差額金	△ 34
長期貸付金	37	自 己 株 式	△ 0
長期前払費用	79	資 本 合 計	10,858
長期繰延税金資産	1,120	資 産 合 計	91,760
その他投資	47	負 債 ・ 資 本 合 計	91,760
貸倒引当金	△ 34		

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成14年4月1日)
(至 平成15年3月31日)

	百万円	百万円
経常損益の部		
営業損益		
営業収益		
売上高		24,395
営業費用		
売上原価	20,827	
販売費及び一般管理費	503	21,330
営業利益		3,064
営業外損益		
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取賃貸料	277	
その他の収益	24	311
営業外費用		
支払利息	564	
その他の費用	217	782
経常利益		2,593
特別損益の部		
特別利益		
投資有価証券売却益		102
特別損失		
投資有価証券売却損	9	
出資金評価損	0	10
税引前当期利益		2,685
法人税、住民税及び事業税		2,066
法人税等調整額		△ 906
当期利益		1,525
前期繰越利益		2,649
当期末処分利益		4,174

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(ロ) その他有価証券

時価のあるもの…期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

補助材料・貯蔵品は移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,759百万円）は、15年による均等額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による均等額を、それぞれ発生の翌期より費用処理しております。

④ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当引当金は商法第287条の2に規定する引当金であります。

⑤ 定期修繕引当金

製油所の機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、当引当金は商法第287条の2に規定する引当金であります。

- (4) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
 - ③ ヘッジ方針
変動金利による借入金に対する金利相場の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行っておりません。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理が認められる条件をすべて満たしているため、その判定をもって有効性の判定に代えております。
- (6) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表の注記

- | | |
|---|------------|
| (1) 子会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 34百万円 |
| 短期金銭債務 | 183百万円 |
| (2) 有形固定資産減価償却累計額 | 141,380百万円 |
| (3) リース資産 | |
| 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機器の一部についてはリース契約により使用しております。 | |
| (4) 担保に供している資産 | |
| 有形固定資産 | 33,962百万円 |
| (5) 保証債務 | 223百万円 |
| (6) 1株当たりの当期利益 | 15.24円 |

3. 損益計算書の注記

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 子会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | 1,164百万円 |

4. 会計処理方法の変更

製油所の機械装置に係る定期修繕費用について、従来定期修繕時に費用処理する方法によっていましたが、当期より機械装置に係る定期修繕費用の当期間に対応する額を計上することに変更しました。

この結果、従来の方法によった場合と比較して、精製費は1,073百万円減少し、過年度定期修繕引当金繰入額2,639百万円が発生しておりますが、同額の受取収益が増減しているため、経常利益及び税引前当期利益に対する影響はありません。

なお、過年度定期修繕引当金繰入額2,639百万円は、同額の受取収益が発生するため、相殺表示しております。

利益処分

当 期 未 処 分 利 益	4,174,647,836円
---------------	----------------

これを次のとおり処分いたします。

利 益 配 当 金 (1 株 に つ き 4 円)	396,879,208円
役 員 賞 与 金 (うち 監 査 役 分 900,000円)	13,500,000円
合 計	410,379,208円
次 期 繰 越 利 益	3,764,268,628円

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成15年5月14日

東亜石油株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 渡邊 敏光 ㊟
関与社員
代表社員 公認会計士 進藤 直滋 ㊟
関与社員
代表社員 公認会計士 原 一浩 ㊟
関与社員

当監査法人は、「株式会社」の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、東亜石油株式会社の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第130期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試算を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 注記4.会計処理方法の変更に記載の通り、会社は当営業年度に製油所の機械装置に係る定期修繕費用について、従来定期修繕時に費用処理する方法から機械装置に係る定期修繕費用の当営業年度に対応する額を計上する方法に変更したが、この変更は、今後定期修繕の間隔が延長されることに伴い、定期修繕費用を適正に期間配分し、精製費を適正に算出するために行ったものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

後発事象

営業報告書に記載されている後発事象は、次期以降の会社の財産又は損益の状態に重要な影響を及ぼすものである。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第130期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社に関する職務を含め、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

また、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月14日

東亜石油株式会社 監査役会
監査役（常勤） 天官 準 ㊟
監査役（常勤） 大林 隆 ㊟
監査役 金子 均 ㊟
監査役 高松 次雄 ㊟

(注) 監査役天官 準、大林 隆、金子 均及び高松次雄は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上
以上

株式についてのご案内

決 算 期 日…………… 3月31日

定 時 株 主 総 会…………… 6月

配当金受領株主確定日…………… 3月31日

公 告 掲 載 新 聞…………… 東京都において発行する日本経済新聞

貸借対照表および損益計算書掲載の……………<http://www.toaoil.co.jp/kessan/index.html>
ホームページアドレス

1 単 元 の 株 式 数……………1,000株

上 場 証 券 取 引 所…………… 東京、大阪、名古屋

名 義 書 換 代 理 人…………… 東京都港区芝三丁目33番1号
中央三井信託銀行株式会社

同 事 務 取 扱 所…………… 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
(証券代行事務センター)郵便番号168-0063
中央三井信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 (03) 3323-7111 (大代表)

同 取 次 所…………… 中央三井信託銀行株式会社 全国各支店
日本証券代行株式会社 本店・全国各支店